総合評価落札方式における技術者の育休等の取得に係る評価対象期間について

総合評価落札方式の技術者の評価において、産休・育休取得期間を対象として評価期間を延長することで、仕事と子育てを両立する技術者を支援します

1評価対象

【現行】

総合評価落札方式における技術者の評価

- ① 過去5か年に優良技術者表彰を受賞した者の配置
- ② 過去3か年に78点以上の成績点を保有する技術者の配置

総合評価落札における評価内容

区分	総合評価	建設工事		業務委託	
	加点	対象機関	内容	対象機関	内容
優良技術者表彰	1.0	国又は県	受賞あり	県	受賞あり
工事(業務)成績評定点	1.0	国又は県	82点2件以上	県	82点2件以上
	0.75	国又は県	82点1件以上	県	82点1件以上
	0.5	国又は県	78点1件以上	県	78点1件以上

【取組】

現行の①、②の評価において、次の休業の期間を対象として評価期間を延長する

産休:出産予定日の6週間前から出産日までの産前休業及び出産日の翌日から8週間の産後休業

育休:1歳に満たない子を養育するための休業で、男女を問わず希望する期間の育児休業(ただし、一定の要件を満たす場合は子が1歳6か月に達するまでの間の休業)

2実施時期

◆平成 28 年4月以降の公告案件で実施